

柱2 福祉の心が通いあう、安心と支え合いのまち

◆ 施策10 生涯にわたり健康な生活を営むことができるまち ◆

14 感染症や食中毒等を予防し、発生時には迅速な対応をする体制を整備します

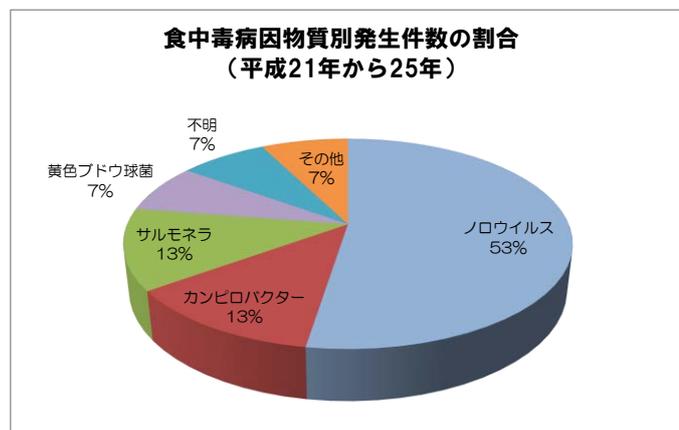
区民等の生命と健康を守るために、感染症や食中毒等を予防するとともに、健康危機が発生した際に迅速かつ適切に対応するための体制を整備します。

現状と課題

- 世界規模でヒトやモノが移動するようになり、新型インフルエンザ・デング熱等の感染症や食中毒による健康危機が多様化・複雑化してきました。本区においては、区民に加え、昼間区民や多数の来街者も視野に入れ、国、東京都、隣接自治体、消防、医療機関等と協力・連携し、予防や拡大防止の対策を行う必要があります。
- ノロウイルスによる感染症や食中毒が多発しています。予防のためには、区民や関係事業者への正しい知識の普及・啓発や監視指導の充実を図る必要があります。
- 感染症の発生及び罹患による重症化を予防するため、近年、予防接種の種類が充実してきた一方、接種スケジュールが複雑になってきています。

課題解決の方向性

- 健康危機の発生に備え、平時から、関係機関との連携体制を強化するとともに、各種マニュアルの点検・拡充を行います。
- 感染症や食中毒予防に関する正しい知識の普及・啓発を図り、健康危機発生時には、区民や関係事業者自らが適切な行動ができるよう、効果的に情報を発信します。
- 感染症予防に効果的な予防接種は今後も積極的に助成を推進するとともに、予防接種を適切な時期に安全に接種できるよう、対象者や医療機関に対し、接種に必要な情報を迅速かつ適切に提供します。



資料：保健福祉部

めざすべき 10 年後の姿

- 健康危機の発生に備え、区民、昼間区民、来街者を募る体制が整備されている。
- 区民や関係事業者が、感染症や食中毒等の正しい知識を理解し、積極的に予防に取り組んでいる。
- 区民が適切に予防接種を受けることで、地域での感染症の発生や流行が抑えられる。



10 年後の姿を実現するための主な取組み

取組項目	取組内容
関係機関との協力・連携の強化	健康危機発生時に備え、健康危機管理会議を開催し、関係行政機関や公共団体との協力・連携を強化します。また、健康危機管理のシミュレーション訓練を実施します。
生活衛生関係施設への監視指導	飲食店、旅館・ホテル、公衆浴場などの生活衛生関係施設における安全と衛生の確保を図ることにより、区民生活の安心を支えます。
感染症や食中毒予防の普及啓発	ホームページや講習会などを通じ、正しい知識の普及・啓発を図ります。さらに、健康危機が発生した場合は、迅速かつ正確な情報を発信します。
予防接種の推進	B型肝炎予防接種助成を開始するなど、効果的なワクチンについては独自の助成を推進します。また、予防接種に関する最新の情報を区民や医療機関に提供するとともに、主治医と相談し区民自ら接種スケジュールを管理できるような環境を整備します。

施策の目標の実現に関する指標

指標	現状値 (調査年度)	目標値		数値取得方法
		平成 31 年度	平成 36 年度	
定期予防接種（A類疾病※）の接種率	93% (平成 25 年度)	95%	95%	区調査 (事業実績)
帰宅後にいつも「手洗い」をする人の割合	80% (平成 26 年度)	90%	100%	区調査 (世論調査)
食中毒の発生件数	8件 (平成 21～25 年度の平均)	6件	4件	区調査 (事業実績)

※A類疾病とは、疾患の発生及び集団でのまん延を予防するため、予防接種法により、予防接種の対象者に接種を受ける努力義務が課されているもの（ジフテリア、百日せき、急性灰白髄炎、麻しん、風しん、日本脳炎、破傷風、結核、H i b 感染症、肺炎球菌感染症（小児がかかるものに限る。）、ヒトパピローマウイルス感染症、水痘）

柱2 福祉の心が通いあう、安心と支え合いのまち

◆ 施策10 生涯にわたり健康な生活を営むことができるまち ◆

15 一人ひとりの健康づくりを支援します

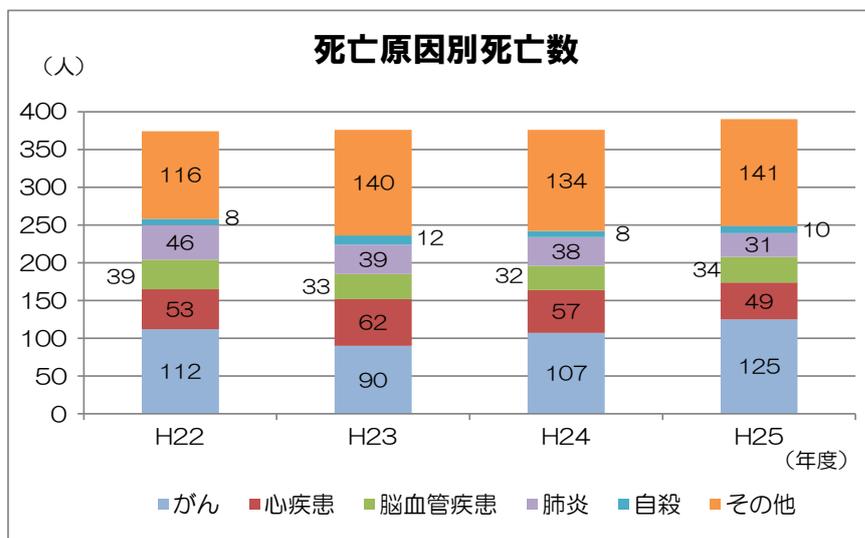
区民がいきいきと健康で生活し続けられるよう、心身の健康づくりを支援します。

現状と課題

- 区民の死亡原因の約5割は、がんや心臓病、脳血管疾患などの生活習慣病によるものです。
- 食事や運動、歯と口のケア、飲酒、喫煙などの生活習慣が密接に生活習慣病と関連していますが、それを理解し、自主的に生活習慣を改善することが難しいことも少なくありません。
- 病気の早期発見のために健康診断が有効ですが、一層の利用が必要です。
- 心の健康に関する問題が近年多岐にわたり、うつ病や自殺などに対して対応が求められています。

課題解決の方向性

- 生活習慣病予防のための自主的な行動に結びつくように、健康的な食習慣や適度な運動、歯と口のケアについての周知の方策を工夫します。
- 診療情報と健康診断の情報を分析し、効果的な健診の勧奨や保健指導を行います。
- うつ病など心の健康の問題について気軽に相談できる体制を整え、周知を図ります。



めざすべき 10 年後の姿

- より多くの区民が自身の健康に関心を持ち、健康的な食事や適度な運動等、生活習慣の改善に主体的に取り組んでいる。
- むし歯や歯周病が減り、区民が健全な口腔機能を維持している。
- 健康診断の受診者が増え、病気の早期発見、早期治療ができています。
- 心の問題を気軽に相談できる窓口を知っている区民が増加する。



10 年後の姿を実現するための主な取組み

取組項目	取組内容
生活習慣病予防の啓発	各種相談、講座、広報等に加え、ソーシャルメディア等を活用し、これまで情報の届きにくかった区民への啓発を工夫します。
歯と口腔の健康増進	普及啓発や歯と口の健診、口腔ケアなど、すべての年代における歯と口の健康増進の取組みを推進します。
データに基づく効果的な健診等の推進	健康診断と保険診療のデータを突合・分析し、その結果をもとに、個別の状況に応じた健診の勧奨や、治療中断者への保健指導など、より効果的効率的な対策を推進します。
心に悩みを抱える人へのセーフティネット ^{※1} 整備	保健所、医療機関、障害者福祉センターのほか、生活や経済的な問題の相談窓口とのネットワークを構築するとともに、適切な相談機関に案内するためのゲートキーパー ^{※2} を養成します。

※1 セーフティネットとは、安全や安心を得るための支援策のことです。

※2 ゲートキーパーとは、悩んでいる人に気づき、声をかけ、話を聴いて必要な支援につなげる人のことです。

施策の目標の実現に関する指標

指標	現状値 (調査年度)	目標値		数値取得方法
		平成 31 年度	平成 36 年度	
65 歳健康寿命 [※]	男性 81.1 歳 女性 82.5 歳 (平成 24 年度)	男性 81.6 歳 女性 83.0 歳	男性 82.1 歳 女性 83.5 歳	外部機関調査
80 歳で 20 本以上の歯を有する人の割合	59% (平成 25 年度)	62%以上	65%以上	区調査 (事業実績)
メタボリックシンドロームに該当する人の割合	14% (平成 25 年度)	10%以下	8.5%以下	区調査 (事業実績)
悩みやストレスを相談する相手がいる人の割合	82% (平成 26 年度)	85%	90%	区調査 (世論調査)

※65 歳健康寿命(東京保健所長会方式)とは、65 歳の人が、何らかの障害のために要介護認定を受けるまでの状態を健康と考え、その障害のために認定を受ける年齢を平均的に表すものをいいます。

柱2 福祉の心が通いあう、安心と支え合いのまち

◆ 施策10 生涯にわたり健康な生活を営むことができるまち ◆

16 安心して医療が受けられるしくみづくりと、
医療と介護の連携の推進に努めます

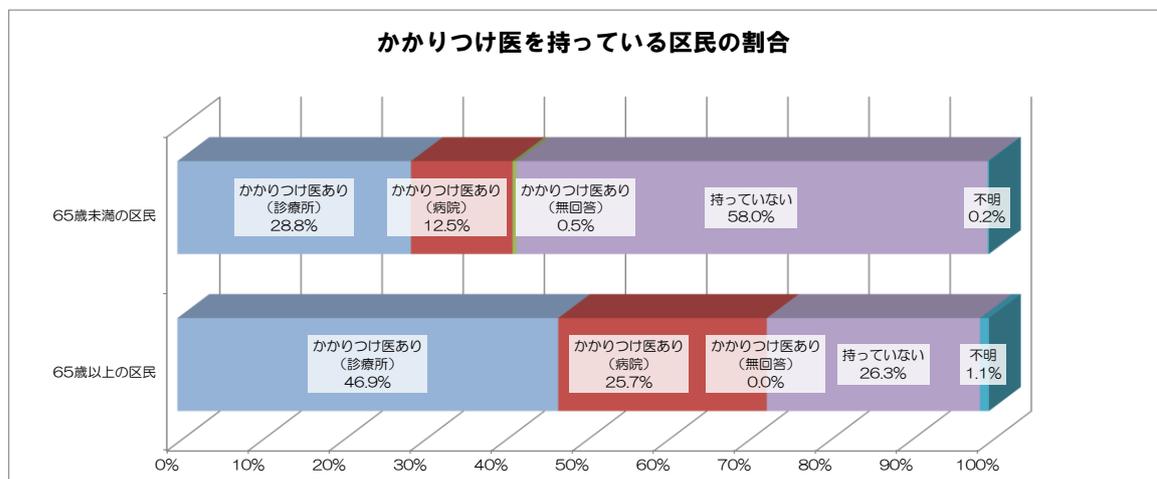
区民が安心して地域で生活できるよう、状況に応じて医療機関や在宅で適切な医療が受けられる仕組みを強化するとともに、医療と介護の連携推進に取り組みます。

現状と課題

- 医療機関の機能分担が求められている中、地域において適切に受診できる医療体制の強化と、区民が安心して医療を受ける仕組みの拡充が求められています。
- 高齢者人口の増加に伴い、在宅で療養する高齢者も増加することが予想されます。
- 高齢者の在宅療養生活を支えるためには、医療と介護サービスが適切に提供される必要があります。

課題解決の方向性

- 区民が「かかりつけ医」を持つことを推進し、「かかりつけ医」と病院などが連携する仕組みを強化します。
- 在宅療養者個々の状況に応じて、医師、歯科医師、看護師、薬剤師等多職種による在宅医療と介護サービスが連携して適切に提供されるよう、相談体制の充実と仕組みづくりを進めます。
- 医療に関する情報発信を積極的に進めるとともに、診療所や薬局の医療安全対策の充実を図ります。



資料：第41回千代田区民世論調査（平成26年度）

めざすべき 10 年後の姿

- 区民が、地域の「かかりつけ医」を持ち、「かかりつけ医」と病院が有効に連携している。
- 多職種による在宅医療と介護のサービスが連携して、必要な人に適切に提供されている。
- 医療に関する必要な情報が積極的に発信されている。
- 診療所や薬局の医療安全対策が充実し、区民が安心して医療を受けられる。



10 年後の姿を実現するための主な取組み

取組項目	取組内容
「かかりつけ医」の普及と医療機関連携の推進	区民が地域の「かかりつけ医」を持つよう啓発を進めるとともに、地域の医療機関の状況を把握し、「かかりつけ医」と病院との医療連携を進めます。
多職種協働による在宅医療と介護の連携推進	多職種が連携して在宅医療と介護サービスを提供する仕組みを強化していきます。また、多職種の連携を推進するための研修を実施します。
相談体制の充実	平成 27 年度開設予定の高齢者総合サポートセンターを中心に、高齢者の相談体制を充実させ、必要な人に適切に医療や介護のサービスが提供できるようにします。【104 ページ参照】
医療に関する情報発信の推進	「患者の声相談窓口」の相談内容を踏まえて、区民に必要とされる医療情報を積極的に発信します。
地域の医療安全対策の充実	診療所や薬局に対し効果的に検査指導を行い、医療安全対策の充実を図ります。

施策の目標の実現に関する指標

指標	現状値 (調査年度)	目標値		数値取得方法
		平成 31 年度	平成 36 年度	
診療所の「かかりつけ医」を持っている 65 歳以上の人の割合	47% (平成 26 年度)	50%	53%	区調査 (世論調査)
訪問診療を実施している医療機関の数	7 か所 (平成 25 年度)	10 か所	15 か所	区調査 (実態調査)
自宅（老人ホーム含む）で亡くなった人の割合	30% (平成 25 年)	32%	34%	外部機関調査

柱2 福祉の心が通いあう、安心と支え合いのまち

◆ 施策11 高齢者が住み慣れた地域で、尊厳を保ち、

いきいきと生活できるまち◆

17 高齢者が安心して暮らせる地域づくりに向け、
地域包括ケアシステムを構築・推進します

地域包括ケアシステム※を構築、推進し、高齢者が介護が必要になっても住み慣れた地域で安心して暮らせる地域づくりに努めます。

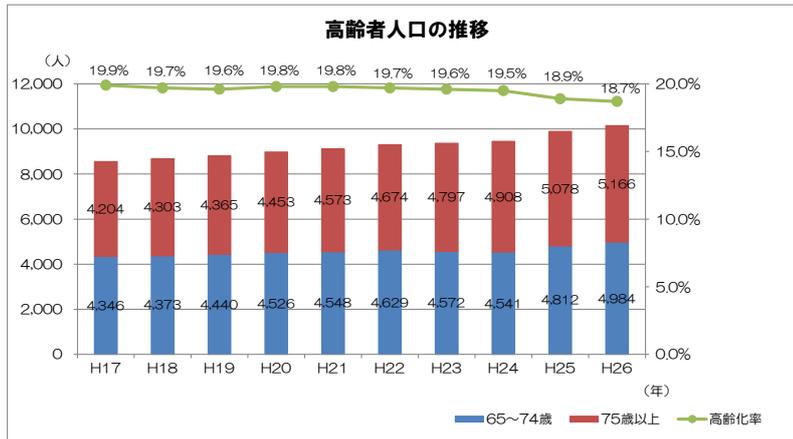
※地域包括ケアシステムとは、高齢者が住み慣れた地域で、自分らしい暮らしを安心して続けることができるよう、必要な支援やサービスが提供される仕組みのことです。

現状と課題

- 区内に居住する65歳以上の高齢者（約1万人）のうち、約7割の人がひとり暮らし、または、高齢者だけの世帯です。そのうち半数以上が75歳以上であり、約3割の人が、要介護（支援）の認定を受けています。
- 区の人口が増加しても地域コミュニティの在り方が変化し地域を支える人材は増加しません。高齢者が、介護が必要になっても、地域で安心して暮らし続けられるようにするために、見守りネットワーク等を強化する必要があります。

課題解決の方向性

- 平成27年度開設予定の高齢者総合サポートセンターにおいて、24時間365日、高齢者からの相談にワンストップで対応できる体制をさらに充実・強化します。
- 高齢者が自立した生活を継続できるよう、介護予防事業の普及・促進を図ります。
- 地域全体で高齢者を見守るネットワークづくりを進め、介護が必要になっても安心して在宅生活ができる地域づくりを進めます。
- 在宅生活が困難な高齢者にも対応できるよう、必要な施設整備を進めます。



資料：保健福祉部

めざすべき 10 年後の姿

- 在宅医療と介護のサービスが連携して、必要な人に適切に提供され、要介護高齢者も、地域で安心して暮らし続けられるようになっている。
- 地域全体で高齢者を見守るネットワークが整備されている。
- 在宅生活を支える施設や在宅生活が困難な場合の入所施設が増えている。



10 年後の姿を実現するための主な取組み

取組項目	取組内容
介護予防の推進	介護予防事業への参加を促進し、地域の様々なサービスも組みあわせて活用することにより、高齢者が自立した生活を続けられるようにしていきます。
相談体制の充実	平成 27 年度開設予定の高齢者総合サポートセンターを中心に、高齢者の相談体制を充実させ、必要な人に適切に医療や介護のサービスが提供できるようにします。【104 ページ参照】
高齢者見守り運動の推進	地域住民や関係機関が連携した「千代田安心生活見守り隊運動」を推進し、見守りのネットワークを強化するとともに、様々な事業を通じて、地域での高齢者の見守り支援の推進を図ります。
介護施設等の基盤整備	区有地活用や民間活用により、特別養護老人ホーム、老人保健施設、認知症グループホーム、ショートステイなど介護保険施設の基盤整備を進めます。【104 ページ参照】

施策の目標の実現に関する指標

指標	現状値 (調査年度)	目標値		数値取得方法
		平成 31 年度	平成 36 年度	
地域介護予防活動支援事業（介護保険サポーター、いきいきリーダー）の参加者数	150 人 (平成 25 年度)	180 人	200 人	区調査 (事業実績)
要介護 1 以上の高齢者のうち安心生活見守り台帳に登録している人の割合	61% (平成 25 年度)	65%	70%	区調査 (事業実績)
居宅サービスを利用している人の割合	72% (平成 25 年度)	76%	82%	区調査 (事業実績)

柱2 福祉の心が通いあう、安心と支え合いのまち

◆ 施策11 高齢者が住み慣れた地域で、尊厳を保ち、

いきいきと生活できるまち◆

18 認知症高齢者を地域で見守り、 支えるしくみを強化します

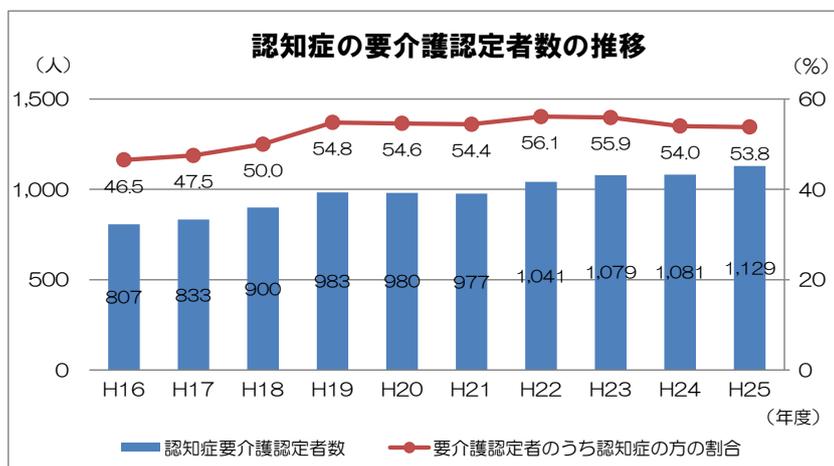
認知症の早期発見と治療に努め、生涯できる限り地域で尊厳を持って生活できるような地域づくりを進めます。

現状と課題

- 高齢化が進行するとともに、認知症高齢者も増加しています。
- 認知症は、その症状から介護者の負担も大きく、症状が重くなると自宅で生活することが難しくなり、病院や施設を利用する人が多い状況にあります。
- 認知症は早期発見と治療により、症状の改善が期待できるため、症状が目立ってくる前に発見することが大切です。

課題解決の方向性

- 認知症の初期から治療が受けられるよう、早期発見と医療に繋げる仕組みを強化します。
- 認知症の程度に応じた適切な対応ができるよう、認知症に対する地域の理解を深めます。
- 地域での生活を支えるための在宅サービスの充実を図るとともに、関係団体や地域住民による見守り体制を強化します。
- 在宅生活が困難な認知症高齢者にも対応できるよう、必要な施設整備を進めます。



資料：保健福祉部

めざすべき 10 年後の姿

- 認知症の早期発見ができ、治療が受けられる。
- 認知症に対する地域の理解と見守り体制が深まり、認知症が重くなっても地域で生活することができる。
- 認知症高齢者を介護する人の負担が重くならないよう、在宅と施設のサービスが受けられる。



10 年後の姿を実現するための主な取組み

取組項目	取組内容
ハイリスク高齢者への家庭訪問	潜在する認知症患者を早期に発見できるよう、ハイリスク高齢者宅への家庭訪問などを実施します。
認知症相談と支援サービスの充実	認知症高齢者が地域で安心して暮らせるよう、支援サービスを充実するとともに、認知症コーディネーターが相談に対応していきます。
認知症サポーターの養成	認知症サポーターの養成を行い、認知症への理解を持つ人を増やしていきます。
認知症ケアパス※の活用	認知症対応に関する区や地域の支援体制を充実させ、地域で見守る体制を強化していきます。
認知症対応施設の整備	認知症グループホームなどの、施設サービスの確保に努めます。 【104 ページ参照】

※認知症ケアパスとは、認知症の人の状態に応じた適切なサービス提供の流れをまとめたものです。認知症施策5か年計画（オレンジプラン）の中で、区が策定して介護保険事業計画に反映するよう示されています。

施策の目標の実現に関する指標

指標	現状値 (調査年度)	目標値		数値取得方法
		平成 31 年度	平成 36 年度	
認知症サポーター 延べ養成者数	3,965 人 (平成 25 年度)	7,000 人	10,000 人	区調査 (事業実績)
認知症コーディネーターの 対応件数	270 件 (平成 25 年度)	300 件	350 件	区調査 (事業実績)
認知症グループホームの 定員数	36 人 (平成 25 年度)	54 人	108 人	区調査 (事業実績)

柱2 福祉の心が通いあう、安心と支え合いのまち

◆ 施策11 高齢者が住み慣れた地域で、尊厳を保ち、

いきいきと生活できるまち◆

19 高齢者が、地域で生きがいを持ち、 活動的に生活できるよう支援します

高齢者が社会参加をする多様な機会の創出を支援し、生きがいを持って生活できる社会をめざします。

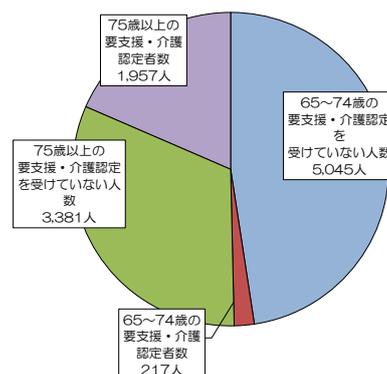
現状と課題

- 「高齢者」には支えが必要であるとする固定的な考え方や社会の在り様が見直され始め、高齢社会・長寿社会にふさわしい社会システムの構築が求められています。
- 区の前期高齢者の要介護・要支援の認定率は4%にとどまり、元気な高齢者が多数存在します。
- 高齢期を迎えた団塊の世代は、豊富な知識や経験・技術を持っています。
- 地域活動や社会貢献活動で、高齢者の活躍が期待されています。
- 区が高齢者を対象に行った調査の結果では、ボランティア活動などの「社会参加」を行っている人の割合が低い状況にあります。

課題解決の方向性

- 意欲と能力があれば、年齢に関わりなく活躍し続けられる機会の創出を支援します。
- 現役を引退しても、まだまだ元気な高齢者の活躍場所を地域の中で確保します。
- 元気な高齢者が、地域活動や社会貢献活動に参加する側の人材となり、地域を支える役割や自己実現を果たすことにより、生きがいづくり・健康保持を促進します。
- 平成27年度開設予定の高齢者総合サポートセンターにおける高齢者活動拠点、人材育成・研修拠点及び多世代交流拠点において、活動等の機会や場を提供します。

高齢者数に占める要支援・要介護認定者数



資料：保健福祉部

めざすべき 10 年後の姿

- 高齢者が様々な活躍の場で自己実現を図り、生きがいのある生活を送っている。
- 多くの高齢者が、地域の中で「支える側」としての役割を担っている。



10 年後の姿を実現するための主な取組み

取組項目	取組内容
高齢者の活動の場や情報の提供	社会参加や社会貢献活動を行いたいという気持ちがあっても、何をしたら良いのか、何から始めたら良いのかわからないといった人に対して、広く情報提供や参加の機会を提供します。
ボランティア活動への参画の促進	現行の「介護保険サポーター・ポイント制度」を多角的に見直し、高齢者の社会参加や社会貢献活動を奨励し、地域の中で生きがいを持ち意欲的に活動できるような制度に再構築します。
多世代交流の場の提供	高齢者が培ってきた人生経験や多くの知恵を次世代に継承していくことや、多様な価値観を持った世代間の理解を促進するための場を提供します。

施策の目標の実現に関する指標

指標	現状値 (調査年度)	目標値		数値取得方法
		平成 31 年度	平成 36 年度	
収入のある仕事をしている前期高齢者(65歳~74歳)の割合	40% (平成 26 年度)	42%	45%	区調査 (実態調査)
ボランティア活動に参加している前期高齢者(65歳~74歳)の割合	22% (平成 26 年度)	25%	30%	区調査 (実態調査)

柱2 福祉の心が通いあう、安心と支え合いのまち

◆ 施策12 障害者の意思が尊重され、地域で自立して生活できるまち ◆

20 障害があっても暮らしやすい地域をめざします

誰にも優しい社会に向け、障害者が日常生活で必要とするサービス・支援の充実を図ります。

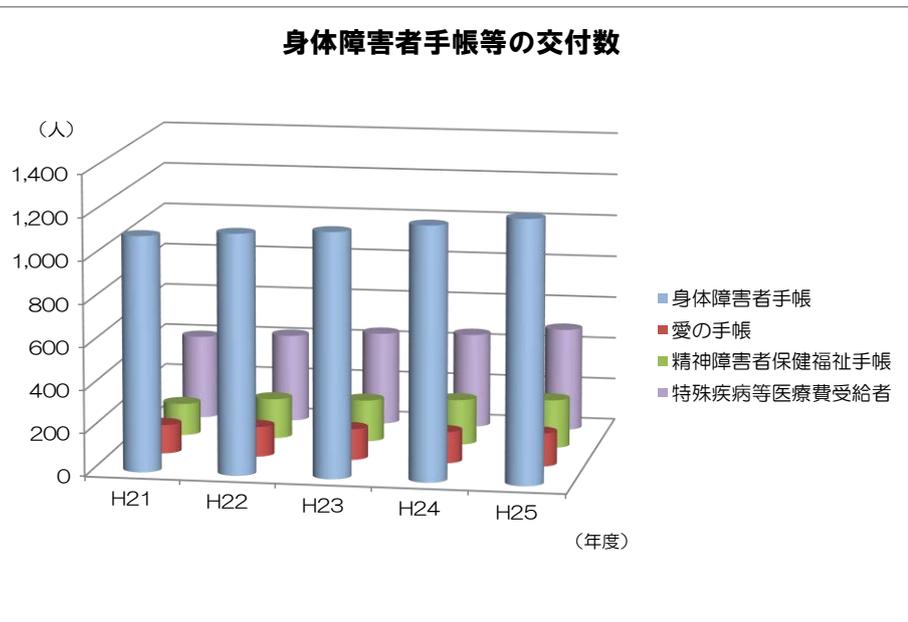
現状と課題

- 障害等により日常生活や社会参加が制限される状態が見受けられます。
- 対象疾患が拡大する難病患者への福祉サービスの提供が求められています。
- グループホームなどの親なき後の支援が求められています。
- 障害児の夏休みなどの長期休暇における、日中活動施設及び短期入所施設の整備と移動支援が求められています。

課題解決の方向性

- 共生社会を実現するため、障害者等の自己決定を尊重して、その意思決定に応じた障害福祉サービス基盤を整備していきます。
- 障害福祉サービス等利用計画に基づき、総合的視野に立った相談やサービスを提供していきます。
- 障害児の年齢に応じて支援するためのサービス施設を誘導していきます。

身体障害者手帳等の交付数



資料：保健福祉部

めざすべき 10 年後の姿

- 地域において、障害者の障害の種類や程度にかかわらず、自立した日常生活を過ごせるための配慮がなされている。
- 障害者福祉センターが、障害のある人にとって気軽に相談できる、地域の拠点施設となっている。



10 年後の姿を実現するための主な取組み

取組項目	取組内容
障害福祉サービスの推進	障害の種類や程度だけではなく、日中活動や介護及び居住等の状況に応じて、サービス給付を行います。
地域移行支援の推進	障害者支援施設、精神科病院、児童福祉施設の利用者等を対象として、地域移行支援計画の作成、相談による不安解消、外出の同行支援、住居確保、関係機関との調整等を行います。
差別解消の対応要領の公表	障害者差別解消法（平成 28 年 4 月 1 日施行）に基づき、区の対応要領等を策定し、不当な差別的取扱いや合理的配慮の基本的な考え方、具体例などを公表します。
障害児の通所支援等の推進	児童発達支援、放課後等デイサービスなどの障害児支援を行います。
障害者福祉センターの運営	障害者の自立支援、社会参加、心身機能の維持向上を図るため、身体・知的・精神の 3 障害に対応し、充実したデイサービス、ショートステイ、グループホーム等の事業を行います。

施策の目標の実現に関する指標

指標	現状値 (調査年度)	目標値		数値取得方法
		平成 31 年度	平成 36 年度	
障害福祉サービスの延べ利用者数	2,379 人 (平成 25 年度)	2,600 人	3,000 人	区調査 (事業実績)
障害者福祉センター施設を利用した人の数	10,461 人 (平成 25 年度)	12,000 人	13,800 人	区調査 (事業実績)

柱2 福祉の心が通いあう、安心と支え合いのまち

◆ 施策12 障害者の意思が尊重され、地域で自立して生活できるまち ◆

21 障害者の就労を支援します

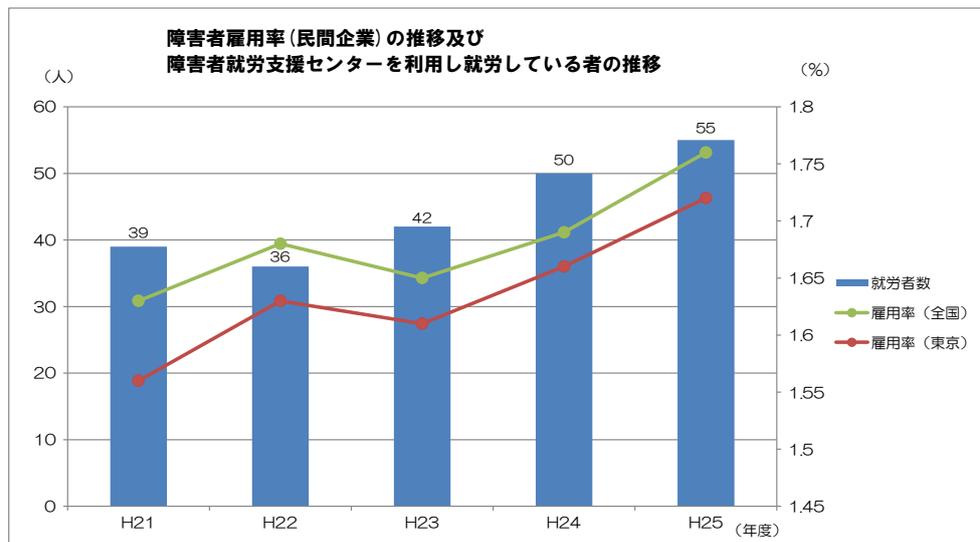
障害者が地域で自立した生活を送ることができるよう就労支援を充実します。

現状と課題

- 一定規模以上の企業には一定比率の障害者雇用が義務付けられていることから、障害者求人が増加し、一般就労する障害者が増えています。
- 障害の程度や種類によっては、働く意欲がある障害者が就労の場を見つけるための支援や働く場の確保が求められています。
- 障害福祉サービス事業所で就労している障害者には、自立した生活に向けた一般就労など社会参加の機会確保が求められています。

課題解決の方向性

- 一般就労を希望している障害者には、障害特性に応じた質の高い就労支援を行うとともに、就職後の定着支援を行います。
- 障害者を雇用する事業所を開拓し、働きやすい職場環境の整備を支援します。
- 一般就労が難しい障害者には、障害福祉サービスの利用による社会参加を支援します。



資料：障害者業務取扱状況等（ハローワーク飯田橋）をもとに作成
資料：保健福祉部

めざすべき 10 年後の姿

- 障害の有無にかかわらず働きやすい職場環境が整い、就労する障害者数が増加している。
- 障害者就労支援センターの実施する就労支援ネットワークが充実され、障害者の就労に繋がっている。
- 障害者の社会参加に向けた障害福祉サービスが整っている。



10 年後の姿を実現するための主な取組み

取組項目	取組内容
障害者就労支援の推進	千代田区障害者就労支援センターが、障害者の就労を支援する様々な機関や特別支援学校と連携し、働く意欲のある障害者の就労と生活を支援します。
雇用促進援助事業	法定雇用率の対象とならない事業所が、障害者を雇用したときや障害者を雇用するために環境を整えるときに助成金を支給して、障害者の就労を促進します。
障害福祉サービスによる支援	区役所本庁舎にあるジョブ・サポート・プラザちよだ内での就労移行支援、就労継続支援サービスをはじめとした障害福祉サービスにより、障害者の自立と社会参加を支援します。

施策の目標の実現に関する指標

指標	現状値 (調査年度)	目標値		数値取得方法
		平成 31 年度	平成 36 年度	
障害者就労支援センターを利用し就労している人の数	55 人 (平成 25 年度)	75 人	100 人	区調査 (事業実績)
障害者就労支援センターのサービスに満足している登録者の割合	80% (平成 25 年度)	90%	95%	区調査 (実態調査)

柱2 福祉の心が通いあう、安心と支え合いのまち

◆ 施策13 安心して子育てができ、子どもたちが健やかに成長できるまち ◆

22 保護者の多様なライフスタイルに応じた
子育てができる環境を整えます〔施策の目標34に再掲〕

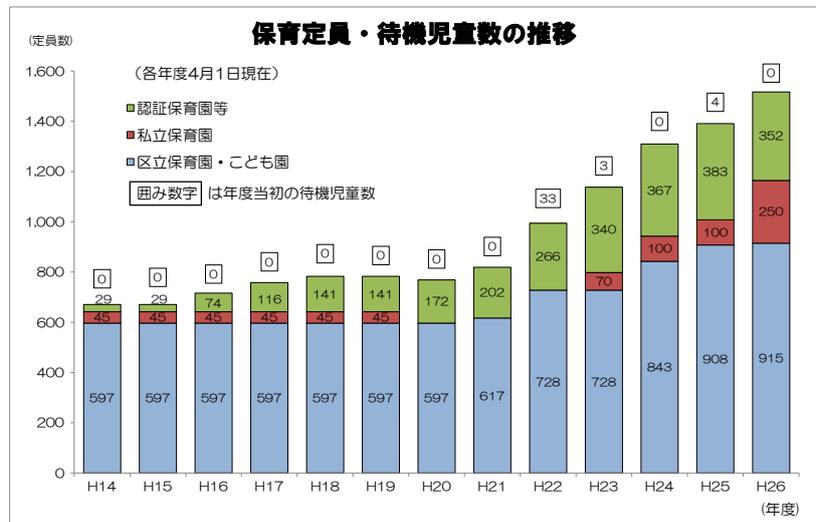
保護者の就業形態等の多様化に応じた教育・保育の形態が選べ、どの教育・保育施設でも子どもたちがのびのび成長できるよう良好な環境を整えます。

現状と課題

- 子育て世代の転入増加など社会情勢の変化により、今後、保育所・幼稚園・学童クラブの急激な需要の増加が見込まれ、待機児童が発生する可能性があります。
- 待機児童ゼロに向け誘致を進めてきた私立認可保育園や認証保育所などで、区立保育園・幼稚園と同程度の保育の質を確保することが必要となっています。
- 改築整備を進めている施設がある一方で、老朽化などにより大規模改修などが必要となる施設があります。

課題解決の方向性

- 次世代育成支援計画を着実に推進し、待機児童ゼロの継続のため教育・保育需要数の見込みを満たす保育所、学童クラブの誘致などに取り組みます。
- 区立保育園・幼稚園と同水準の教育・保育が、どの施設でも提供できる環境を整え、小学校への滑らかな接続をめざした乳幼児期の教育・保育を推進します。
- 児童施設の整備計画を策定し、区民の需要に沿った、計画的な建て替え、大規模改修を実施します。



めざすべき 10 年後の姿

- 多様な保育ニーズに対応した、教育・保育施設を整備・供給・活用することで、待機児童ゼロを継続している。
- 区立・民間園が、同水準の教育・保育を提供し、小学校との連携・交流をしている。
- 児童施設の計画的な改築整備や大規模改修が進められ、子どもたちを育む環境が整っている。



10 年後の姿を実現するための主な取組み

取組項目	取組内容
待機児童ゼロ対策 (保育園・学童クラブ)	次世代育成支援計画に基づき、私立認可保育所や小規模保育事業、私立学童クラブなどを誘致するとともに、教育施設等の活用による保育の供給を行います。
民間事業者支援 (保育園)	質が高く多様な保育サービスを実施するため、民間事業者に開設経費をはじめ運営費、家賃、栄養士配置助成等をするほか、区立施設の園庭や校庭、プール等を貸し出します。
民間事業者支援 (学童クラブ)	質が高く多様な保育サービスを実施するため、民間事業者に開設経費のほか、運営費、家賃助成等を行います。
児童施設の整備	麴町保育園や四番町保育園、四番町児童館、一番町児童館など老朽化した施設の改築や大規模改修を行い、保育需要への対応、乳幼児期から学齢期の子どもたちの良好な成育環境の整備を実施します。【100～104 ページ参照】

施策の目標の実現に関する指標

指標	現状値 (調査年度)	目標値		数値取得方法
		平成 31 年度	平成 36 年度	
待機児童数 (保育園・学童クラブ)	0人 (平成26年度)	0人	0人	区調査 (事業実績)
現在利用している保育・教育サービスに満足している保護者の割合	82% (平成26年度)	86%	90%	区調査 (実態調査)

柱2 福祉の心が通いあう、安心と支え合いのまち

◆ 施策13 安心して子育てができ、子どもたちが健やかに成長できるまち◆

23 安心して子育てができ、子どもたちが
すくすくと育つ地域づくりを進めます

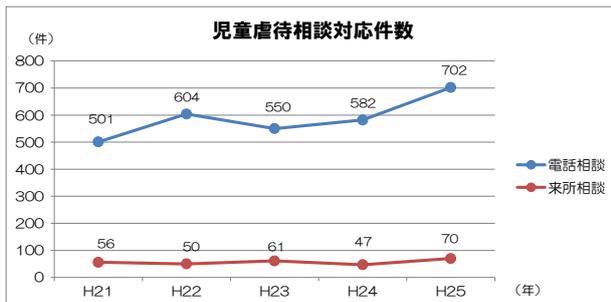
妊娠・出産から子育てまで継続した支援を行い、子育てに関する不安が少なく、次世代を担う子どもたちが健やかに成長できるまちづくりをめざします。

現状と課題

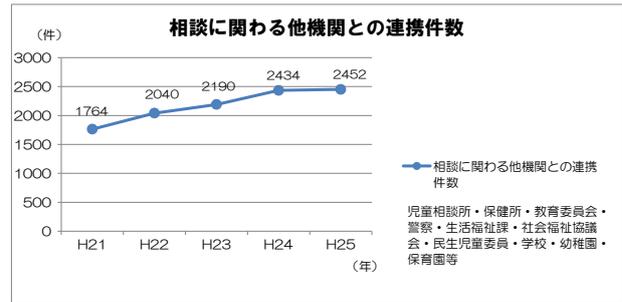
- 核家族化の進行や近所づきあいが疎遠となり、相談相手がないため子育てに関する情報を得る機会が減少し、ひとりで子育てに悩む保護者が増えてきています。
- 共働き世帯やひとり親世帯、転入したばかりで近所づきあいが希薄な世帯など、多様な子育て世帯の不安を軽減するため、妊娠・出産から育児まで切れ目のない支援が必要とされています。

課題解決の方向性

- 保護者と行政を繋ぐ仕組みづくりを進め、気軽に相談できる子ども・子育てに関する総合相談機能を強化します。
- 地域子育て支援者養成や親子プログラム、在宅サービスなどの子育て支援事業や児童相談機能の充実により、子育ての不安軽減、児童虐待の早期発見・対応のための態勢強化を図ります。
- 妊産婦の健康と子どもの健やかな発育を支援するとともに、児童虐待防止の視点も踏まえ、妊娠・出産・育児期まで、家庭訪問や健診等の切れ目のない母子保健サービスの充実を図ります。
- 次世代育成の観点から、各種手当の支給や医療費の助成を行い、妊娠時から高校生相当年齢までの子育て世代を支援します。



資料：子ども部



資料：子ども部

めざすべき 10 年後の姿

- 子育て支援や児童相談の機能強化により、保護者が安心して育児ができ、児童虐待が防止されている。
- 妊娠・出産、子育ての切れ目のないサービスにより、子どもが心身共に健康に成長している。
- 次世代育成に関する手当や助成制度により、育児の経済的負担が軽減されている。



10 年後の姿を実現するための主な取組み

取組項目	取組内容
子ども・子育てに関する総合相談	誰もが気軽に相談できる体制を強化するとともに、人材の育成を進めます。
児童の虐待防止・早期発見	児童虐待の早期発見のための体制を強化し、防止のためのプログラムを実施します。
妊娠・出産から育児まで切れ目のない母子保健サービス	ママ・パパ学級、妊婦健康診査、乳児家庭訪問指導（こんにちは赤ちゃん事業）、乳幼児健康診査などの母子保健サービスを充実し、乳幼児の健やかな成長と保護者の育児不安・ストレスの軽減を図ります。
子どもを支援するための給付	0歳～中学生までが対象の「児童手当」と、妊娠時と高校生相当年齢への「次世代育成手当」の支給、及び、高校生相当年齢まで対象を拡大した医療費助成などを実施することにより、0歳から高校生相当年齢までの子育て世代への支援を行います。

施策の目標の実現に関する指標

指標	現状値 (調査年度)	目標値		数値取得方法
		平成 31 年度	平成 36 年度	
子育てが楽しいと思う保護者の割合	96% (平成 26 年度)	97%	98%	区調査 (実態調査)
相談後に解決・改善した割合	71% (平成 25 年度)	80%	85%	区調査 (事業実績)
乳幼児全戸訪問の実施率	93% (平成 25 年度)	94%	95%	区調査 (事業実績)
乳幼児健診対象者の受診率	86% (平成 25 年度)	88%	90%	区調査 (事業実績)

柱2 福祉の心が通いあう、安心と支え合いのまち

◆ 施策14 安心して利用できる福祉のしくみが整っているまち ◆

24 福祉サービスの質の維持・向上に努めるとともに、生活困窮者に対する生活支援を強化します

生活困窮者など困難な課題を持つ人が、住み慣れた地域で自立した安定的な生活を送れるよう、効果的な支援を行います。

現状と課題

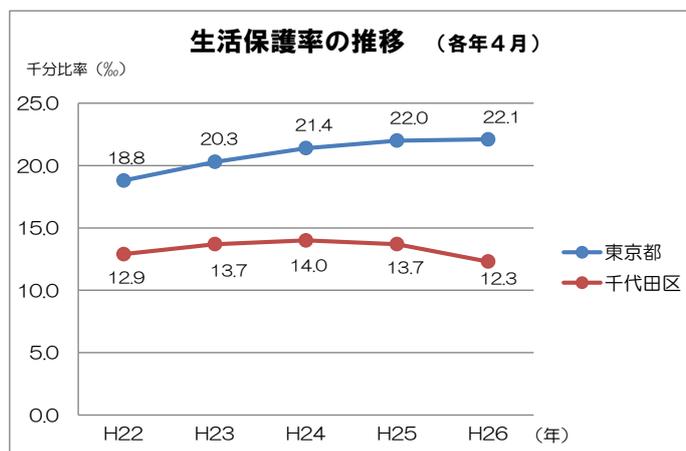
- 住み慣れた地域で暮らし続けるために、一人ひとりのニーズにあわせたサービスの提供が求められています。
- 高齢や障害、ひとり親等の対象別サービスでは対応しきれない、複合的で困難な課題を持つ人が増加しています。
- 離職者やひとり親世帯など生活困窮に至るリスクの高い層の増加を踏まえ、生活保護に至る前の自立支援策の強化を図る必要があります。

課題解決の方向性

- 第三者評価や保健福祉オンブズパーソン制度^{※1}、社会福祉法人に対する指導監査等で福祉サービスの質の保健福祉維持・向上に努めるとともに、特色あるサービスや取組み等に関する情報提供も行い、利用者の多様なニーズに応えます。
- 生活困窮者が生活保護に至らないためのセーフティネット^{※2}として、相談支援、住居確保支援、就労支援、家計相談支援、子どもたちの学習支援などを推進していきます。

※1 保健福祉オンブズパーソン制度とは、オンブズパーソンが、保健福祉サービス利用者の苦情申立てを自ら受け付け、公正、中立な立場で調査をし、必要と判断したときは、意見表明やサービスの是正を勧告する制度です。

※2 セーフティネットとは、安全や安心を得るための支援策のことです。



資料：「福祉行政・衛生行政統計
(各年4月月報)」
(東京都)をもとに作成

めざすべき 10 年後の姿

- サービス利用者の尊厳と主体性が重んじられている。
- 経済状況等に変化があっても孤立せず、社会とのつながりを持って暮らしている。
- 次世代を担う子どもや若者が、将来に向けて公平なスタートを切り、夢を描ける社会となっている。



10 年後の姿を実現するための主な取組み

取組項目	取組内容
隙間のない相談支援体制の構築	困難な課題を抱える人の問題を個別に分析し、自立に向けたプランを作成し、関係機関とも連携をとりながら、生活全般にわたって当事者に寄り添った支援をします。
住居確保のための給付金の支給	離職により住宅を失ったまたはそのおそれが高い生活困窮者に、有期で住居確保給付金を支給しつつ就職活動を支援することにより、生活保護に至らないためのセーフティネットとします。
対象者の状況に応じた支援	就労準備支援、一時生活支援、家計相談支援、学習支援など、対象者の状況に応じ、効果的な支援を実施していきます。

施策の目標の実現に関する指標

指標	現状値 (調査年度)	目標値		数値取得方法
		平成 31 年度	平成 36 年度	
生活保護の被保護者数	641 人 (平成 25 年度)	603 人	574 人	区調査 (事業実績)
住居確保のための給付金受給者の就職率	45% (平成 25 年度)	60%	65%	区調査 (事業実績)